

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

鹿児島国民年金 事案 582

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで

申立期間については、市役所から国民年金保険料の未納通知と納付書が送られて来て、預金を引き出して市役所で全額納付したことを覚えている。

その際、市の国民年金担当者に、これ以上未納がないことも確認している。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 55 年 6 月 30 日に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の市の国民年金被保険者名簿の申立期間の欄に「納発行 57. 5. 14」と記載されていることが確認でき、「市役所から国民年金保険料の未納通知と納付書が送られて来て、預金を引き出して市役所で全額納付した。」とする申立内容に不自然さは見られず、申立期間の国民年金保険料は納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年6月まで

私は、会社を退職して、すぐに国民年金に加入し、国民年金保険料を私の母親と一緒に納付していた。私の母親は、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされているのに、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和55年7月から平成9年2月まで付加保険料を納付し、さらに、同年3月以降は、国民年金基金に加入するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人と同居していたその母親は、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされており、申立人の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和59年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月31日から59年1月1日まで

私は、A社B支社のC支店において、昭和56年1月5日から59年1月1日までの間、厚生年金保険へ加入していたにもかかわらず、社会保険庁では申立期間の加入記録が無いとしている。

私が保管している給料支払明細書では、昭和56年1月から退職月の58年12月までの間、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが分かる。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給料支払明細書では、昭和56年1月から退職月の58年12月までの36か月間、申立人の毎月の給与から継続して厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立事業所の元社会保険事務担当者は、厚生年金保険料は当月控除であったと回答しており、当該明細書等では、昭和56年1月分の給与から同年1月分の厚生年金保険料の控除が確認できることから、申立人の58年12月分の給与から控除された保険料は同年12月分であると認められる。

さらに、申立人が「申立事業所に昭和58年12月31日まで継続して勤務していた記憶がある。」と具体的に供述していることを踏まえると、事業主は、

申立人の資格喪失日を 59 年 1 月 1 日とすべきところ、誤って 58 年 12 月 31 日として届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立事業所に昭和 58 年 12 月 31 日まで勤務し、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を 59 年 1 月 1 日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録及び申立人が保管する給料支払明細書における厚生年金保険料の控除額から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は平成 19 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所本社も、商業登記簿謄本により同年 12 月 11 日付で清算されていることが確認できるものの、当時の事業主が昭和 58 年 12 月 31 日を申立人の資格喪失日として届け出ていることが、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成8年5月から同年7月までは13万4,000円、同年8月から9年2月までは15万円、9年3月は16万円、同年4月から同年6月までは15万円、同年7月は22万円、同年8月は19万円、同年9月は17万円、同年10月は18万円、同年11月及び同年12月は17万円、10年1月及び同年2月は18万円、同年3月は20万円、同年4月から同年6月までは22万円、同年7月から同年10月までは20万円、同年11月は22万円、同年12月は20万円、11年1月は17万円、同年2月は20万円、同年3月は18万円、同年4月及び同年5月は22万円、同年6月は18万円、同年7月は22万円、同年8月は19万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は19万円、同年12月は20万円、12年1月は15万円、同年2月は19万円、同年3月から同年5月までは22万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は20万円、同年9月は24万円、同年10月は20万円、同年11月は26万円、同年12月は24万円、13年1月は19万円、同年2月は24万円、同年3月は20万円、同年4月は24万円、同年5月は19万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月から14年5月までは22万円、同年6月から同年10月までは19万円、同年11月は20万円、同年12月は22万円、15年1月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月8日から15年2月16日まで

私が、A社及び同社の関連会社であるB社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額は、私が受取っていた給与額に比べ相当低くなっている。

私は、申立期間のうち、平成8年5月分から15年2月分までの給与明細

書（平成8年10月分、同年12月分から9年2月分までを除く。）を持っているので、申立期間について、標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年4月、同年10月及び同年12月から9年2月までの期間を除く申立人の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書及び申立事業所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成8年5月から同年7月までは13万4,000円、同年8月、同年9月及び同年11月は15万円、9年3月は16万円、同年4月から同年6月までは15万円、同年7月は22万円、同年8月は19万円、同年9月は17万円、同年10月は18万円、同年11月及び同年12月は17万円、10年1月及び同年2月は18万円、同年3月は20万円、同年4月から同年6月までは22万円、同年7月から同年10月までは20万円、同年11月は22万円、同年12月は20万円、11年1月は17万円、同年2月は20万円、同年3月は18万円、同年4月及び同年5月は22万円、同年6月は18万円、同年7月は22万円、同年8月は19万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は19万円、同年12月は20万円、12年1月は15万円、同年2月は19万円、同年3月から同年5月までは22万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は20万円、同年9月は24万円、同年10月は20万円、同年11月は26万円、同年12月は24万円、13年1月は19万円、同年2月は24万円、同年3月は20万円、同年4月は24万円、同年5月は19万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月から14年5月までは22万円、同年6月から同年10月までは19万円、同年11月は20万円、同年12月は22万円、15年1月は16万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成8年10月及び同年12月から9年2月までの期間については、保険料控除額等を確認できる給与明細書及び申立事業所の賃金台帳が無く、実際の保険料控除額及び報酬月額がいずれも確認できないものの、申立人が保管する預金通帳では、当該4か月間の給与振込額が、その直近の8年8月、同年9月、同年11月の給与振込額と同額となっていることが確認できることから、これらの月の標準報酬月額と同額の15万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成8年4月については、前出の給与明細書等が無い上、申立人の保険料控除額等が不明であるため、記録の訂正を認めるまでには至らない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では、申立期間当時の社会保険関係資料を保管しておらず、当時の事務担当者も退職しているなどとして詳細は不明としているが、給与明細書等において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことを踏まえると、事業主は、社会保険庁の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から14年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から14年9月まで

申立期間の国民年金保険料については、私の兄が、兄の分と一緒に銀行で納付していたと言っている。私の兄については、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされているのに、私だけ国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の平成14年10月及び11月の国民年金保険料を16年11月8日に納付していることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその兄は、「国民年金保険料を納付し、確定申告もしている。」と主張しているが、申立期間に係る国税及び市民税・県民税の申告の状況を確認したところ、保存されている平成13年分及び14年分の市民税・県民税申告書において、国民年金保険料の控除を申告した事実は見られない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとするその兄から聴取しても、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から51年3月まで

私は、昭和50年11月に会社を退職し、同年12月に結婚し、国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付してきたが、5か月間が未納とされている。申立期間の国民年金保険料は、納付書で郵便局か市役所で納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持している国民年金手帳により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月に払い出され、申立人は、同年4月21日に国民年金に任意加入したことが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付等についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月1日から31年4月1日まで
② 昭和31年11月1日から37年2月20日まで
③ 昭和41年5月9日から42年1月25日まで

私は、これまで脱退手当金制度を知らず、脱退手当金を受給するはずが無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係る事業所の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額及び月数に計算上の誤りは無い上、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年5月23日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間③の直前に勤務していた事業所の期間（昭和41年2月13日から同年5月5日まで）に係る脱退手当金を請求していないことが確認できるものの、当該期間については、申立人が、昭和55年3月に国民年金保険料を特例納付（後日、厚生年金保険期間との重複納付により還付）していることが確認できることから、当該期間については、当時は厚生年金保険加入期間であることを認識していなかったものと推認される。

さらに、申立人には、申立期間当時の状況を聴取することができない上、申立人の夫から聴取しても、申立人が受給した記憶が無いとしていたというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月ごろから59年9月ごろまで
② 昭和59年9月ごろから60年9月10日まで
③ 平成元年7月ごろから3年5月ごろまでの
うちの1年程度

申立期間①については、A社の店舗で1年ほど勤めた。

申立期間②については、B社で5年ほど勤めた。

申立期間③については、期間は明確ではないが、このうちの1年間ほど、C社の店舗の店長として勤めた。

しかし、社会保険事務所では、申立期間①及び③については、私の厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立期間②については、その直後の昭和60年9月10日からしか加入記録が無いとしている。

3つの申立期間ともに、私は店舗の店長として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

各申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元同僚の供述から、申立人が当該期間当時、申立事業所の店舗に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間①当時の申立事業所における元社会保険事務担当者等は、当該事業所の各店舗においては、従業員を採用してから3か月間は厚生年金保険には加入させておらず、また、3か月後であっても、本人の希望で加入させていなかったこともあると供述しており、当該事業所では申立期間当時、一部の従業員については、採用後、直ちには厚生年金保険へ加入させていなか

ったことがうかがえる。

また、申立事業所では、各店舗に勤務する者を本社一括で厚生年金保険へ加入させていたとしているところ、申立期間①当時の関係資料を保存しておらず、また、当時を知る者もないため、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしている。

さらに、雇用保険の被保険者情報では、申立事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できないが、申立期間①のうち、昭和58年12月22日から59年2月29日までの間は、他の事業所において申立人の雇用保険の加入記録が確認できることから、当該事業所についても調査を行なったが、社会保険庁の記録において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②については、申立期間直後の昭和60年9月11日から平成元年1月10日までの間、D社（旧B社）における申立人の雇用保険の加入記録が確認でき、この期間は申立事業所に係る厚生年金保険の加入期間と一致する。

また、申立期間②当時の申立事業所における元社会保険・総務事務担当者は、当該事業所は既に倒産し、当該期間当時の関係資料は残っておらず、また、経営者も既に死亡しており、他に当時を知る者もないため、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしている。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間②のうち、当該事業所が適用事業所となった昭和59年11月1日から60年9月10日までの期間において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

申立期間③については、申立事業所では、同社の各店舗で勤務する者を本社一括で厚生年金保険へ加入させていたとしているところ、当該事業所が保管する「厚生年金保険の資格取得届及び喪失届関係書類綴り」では、当該期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないとしているとともに、当該事業所が保管する平成4年分の「社員コード表」に申立人の名前が記載されていることから、申立人は当該事業所の店舗で同年の一時期、勤務していたことはうかがわれるものの、厚生年金保険に加入させていた事跡は無いとしている。

また、雇用保険の被保険者情報では、申立期間③における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が申立期間③において、国民年金へ加入した上で、当該期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立人の住所地のあったE町では、申立期間③をすべて含

む平成元年7月16日から6年3月30日までの間、申立人が同町の国民健康保険に加入していた旨の記録があるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から26年10月1日まで

私は昭和24年4月1日から27年7月15日までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は高校を卒業後、すぐに申立事業所に入社し、運転手助手として勤務したことは間違いなく、申立期間当時の元副社長もその旨を証明すると言っている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元副社長の供述などから、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該元副社長は、申立事業所では申立期間当時、従業員には入社後3年程度の見習期間を設けており、この間は厚生年金保険に加入させておらず、正社員となってから加入させていたと供述している上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人より先に当該事業所に入社していたとして申立人が挙げた元同僚3人の被保険者資格の取得日は、申立人と同一日（昭和26年10月1日）か、それ以後となっていることが確認できることなどから、当該事業所では申立期間当時、従業員を採用後、直ちには厚生年金保険へ加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立事業所は昭和30年5月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所の元副社長は、申立期間当時の関係資料は保

存していないとしており、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等について確認できない。

さらに、前出の被保険者名簿等では、申立人の資格取得日は昭和 26 年 10 月 1 日、資格喪失日は 27 年 7 月 15 日と確認できるのみであり、申立期間において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月1日から同年10月5日まで

私は、専門学校在学中の昭和22年4月5日から23年10月5日までの18か月間、A社B事業所で工場実習生として継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は昭和25年3月に同校を卒業しており、申立事業所での勤務によって、技術免許の受験資格を得るために必要な課程のうち、18か月間の工場実習を終えているので、申立期間中も間違いなく当該事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述などから、申立人が申立期間中、A社B事業所で工場実習生として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が挙げた元同僚の工場実習生8人の厚生年金保険の記号番号が申立人と連番になっているところ、これらの被保険者資格期間が、申立人と同一の期間（昭和22年4月5日から23年5月1日まで）となっていることが確認できる。

また、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳でも、申立事業所における申立人及び元同僚8人の被保険者資格期間は、昭和22年4月5日から23年5月1日までと記載されている。

さらに、申立事業所は昭和26年2月26日付けで厚生年金保険の適用事業所

ではなくなっている上、申立期間当時の元事業主の所在も不明であることなどから、当該期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除状況等について確認できない。

加えて、前出の被保険者名簿では、申立期間において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。